

東京大学大学院農学生命科学研究科

応用生命化学専攻
(人とペットと環境のウェルビーイングのための食研究社会連携講座) 特任教授 公募

1	職名及び人数	特任教授（特定有期）	1 名
2	採用予定日	令和8年4月1日以降（予定）	
3	任期	令和13年3月31日まで	
4	勤務地	東京都文京区弥生1-1-1 弥生キャンパス	
5	所属	大学院農学生命科学研究科 応用生命化学専攻 人とペットと環境のウェルビーイングのための食研究社会連携講座 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられるることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）	
6	業務内容	1) 食を起点とした生体調節作用を研究対象とし、ウェルビーイングに繋がる食の探求と共に、食の機能に精通し、社会還元できる人材育成を行う。 2) 人やペット、あるいはモデル生物を利用し、食による介入効果の評価と原理を時間経過に伴う生体変化の予測に基づいて解説する。具体的には、概日リズムなどの短期的な周期変動に合わせた食の効果（時間栄養学）や、長期的な加齢変化に対応できる食の探索とその原理解明に挑む。	
7	就業時間	専門業務型裁量労働制（1日7時間45分働いたものとみなされます。）	
8	休日・休暇	土・日、祝日法に基づく休日、年末年始（12月29日～1月3日） 年次有給休暇、特別休暇、忌引休暇 等	
9	給与	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め支給 700,000 円以上（経験及び能力による）	
10	諸手当	通勤手当（支給要件を満たした場合）	
11	社会保険等	文部科学省共済組合、雇用保険（法令の定めるところにより加入）	
12	応募資格	1) 博士号取得者（または採用日までに取得見込の者） 2) 上記「業務内容」欄の研究領域で優れた研究業績を有し、独創的かつ高水準な研究を展開するとともに、学生の教育・研究指導等を積極的に行うことができる者 3) 研究科や専攻の多様な研究分野の教員と協力して教育・研究に取り組める者 4) 国際的視点に立った教育研究活動や産官等との社会連携を積極的に展開できる能力と熱意を有する者	
13	提出書類	1) 履歴書（東京大学統一履歴書を以下のURLからダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html 2) 学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書 https://www.a.u-tokyo.ac.jp/wp-content/uploads/job/shobunrekitoushinkokusho.docx 3) 研究業績目録（学位論文、原著論文、著書、総説、招待講演、特許、その他（本人にオンライン、コレスポンディングオーサーに*を記すこと） 4) 主要論文別刷5編以内 5) 教育業績目録（担当講義科目、非常勤講師等）	

		<p>6) 競争的資金の獲得状況(過去10年程度)</p> <p>7) 社会貢献(学会活動、委員会活動等)</p> <p>8) これまでの研究概要(1500字程度)</p> <p>9) 着任後の研究方針(1500字程度)</p> <p>10) 着任後の学生・大学院生に対する教育方針と抱負(1500字程度)</p>
14	応募締切	<p>令和8年1月13日（火）必着</p> <p>書類選考の上、合格者に対し、令和8年1月中（予定）に面接を実施します。</p>
15	書類送付先 及び 問い合わせ先	<p>〒113-8657 東京都文京区弥生1-1-1</p> <p>東京大学大学院農学生命科学研究科応用生命化学専攻 専攻長：滝川浩郷</p> <p>TEL:03-5841-5119</p> <p>E-mail: htakikawa[at]g.ecc.u-tokyo.ac.jp ([at]は@に置き換えてください)</p> <p>提出書類は一つのPDFファイルにまとめ、パスワードを設定した上、E-mailで上記のアドレスへ送付すること。表題には特任教授応募書類（人とペットと環境のウェルビーイングのための食研究社会連携講座）と記載し、パスワードは提出書類とは別のE-mailで送ること。なお、受付後1-2日でこちらから受信通知のe-mailを送るので、それが届かない場合は上記まで問い合わせのこと。</p>
16	特記事項	1) 試用期間あり（採用日から14日間）
17	募集者名称	国立大学法人東京大学
18	その他	<p>応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。</p> <p>取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。</p> <p>東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。</p> <p>受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）</p> <p>採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。</p> <p>英語および日本語の能力を考慮します。</p>